

第 4 回

熊本県議会

厚生常任委員会会議記録

平成19年12月12日

開 会 中

場 所 第 3 委 員 会 室

平成19年12月12日（水曜日）

午前10時1分開議

午後0時23分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第7号）

議案第14号 熊本県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第32号 平成19年度熊本県一般会計補正予算（第8号）

議案第36号 平成19年度熊本県病院事業会計補正予算（第1号）

請第13号 国民のための医療政策実現に向けた請願

請第14号 精神障害者に対する各種交通運賃割引制度適用に関する請願

請第15号 水質汚濁防止法による排水基準対象施設に関する請願

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）について

報告事項

①高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画の見直しについて

②熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要について（高齢者支援総室）

③医療制度改革に対する対応状況について

④熊本県動物愛護管理推進計画（仮称）について

⑤熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要について（薬務衛生課）

⑥第4回荒尾市浦川流域化学物質汚染対

策検討委員会の概要について

⑦天草市川原町のガソリンスタンド敷地内から環境基準を超過するベンゼン等が検出された件について

⑧平成19年度ゴルフ場で使用された農薬に関する水質調査結果について

⑨熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要について（水環境課）

⑩公共関与による管理型最終処分場の整備について

⑪水俣病対策の状況等について

出席委員（8人）

委員長 藤川 隆夫

副委員長 重村 栄

委員 大西 一史

委員 福島 和敏

委員 九谷 弘一

委員 船田 公子

委員 渕上 陽一

委員 高野 洋介

欠席委員（なし）

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

健康福祉部

部長 岩下 直昭

次長 森枝 敏郎

次長 林田 直志

次長 東 明正

健康福祉政策課長 岡村 範明

社会福祉課長 坂田 憲久

首席健康福祉審議員兼

少子化対策課長 矢田 泰之

高齢者支援総室長 岩田 宣行

高齢者支援総室副総室長 倉永 保男

高齢者支援総室副総室長 橋 本 博 之
障害者支援総室長 前 田 博
障害者支援総室副総室長 若 杉 鎮 信
障害者支援総室副総室長 兼 行 雅 雄
医療政策総室長 高 橋 雄 二
医療政策総室副総室長 高 嶋 裕 治
首席医療審議員兼
健康づくり推進課長 中 田 榮 治
健康危機管理課長 牧 野 俊 彦
薬務衛生課長 早 川 弘 文
環境生活部
部 長 村 田 信 一
次 長 富 永 安 昭
次 長 駒 崎 照 雄
次 長 中 山 寛
環境政策課長 坂 本 慎 一
環境政策監兼
環境立県推進室長 森 永 政 英
環境保全課長 古 庄 眞 喜
水環境課長 林 田 源 正
自然保護課長 久 保 尋 歳
首席環境生活審議員兼
廃棄物対策課長 本 田 恵 則
廃棄物公共関与政策監兼
公共関与推進室長 山 口 洋 一
水俣病保健課長 谷 崎 淳 一
水俣病審査課長 田 中 彰 治
食の安全・消費生活課長 山 地 あつ子
交通・くらし安全課長 江 藤 弘 文
人権同和対策課長 佐 藤 幸 男
人権センター長 福 岡 耕 治

事務局職員出席者

議事課課長補佐 徳 永 和 彦
政務調査課課長補佐 内 田 豊

午前10時1分開議

○藤川隆夫委員長 おはようございます。

それでは、ただいまから第4回の厚生常任委員会を開会します。

まず、本日の委員会には傍聴の申し出はありません。

次に、今回付託された請願のうち、請第13号、請第14号について、提出者から趣旨説明の申し出があつておりますので、これを許可したいと思います。

まず、請第13号についての説明者を入室させていただきます。

(請第13号の説明者入室)

○藤川隆夫委員長 各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

(請第13号の説明者の趣旨説明)

○藤川隆夫委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をいたしますので、本日はこれでお引き取りください。

御苦労さまでございました。

(請第13号の説明者退室)

○藤川隆夫委員長 次に、請第14号についての説明者を入室させていただきます。

(請第14号の説明者入室)

○藤川隆夫委員長 説明者の方に申し上げます。

各委員には、請願書の写しを配付しておりますので、説明は簡潔にお願いします。

どうぞお始めください。

(請第14号の説明者の趣旨説明)

○藤川隆夫委員長 趣旨はよくわかりました。後でよく審査をしますので、本日はこれでお引き取りください。

御苦労さまでございました。

(請第14号の説明者退室)

○藤川隆夫委員長 次に、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは初めに、岩下健康福祉部長から総括説明を、続いて各担当課長から資料に従い順次説明をお願いいたします。

座ったままで。

○岩下健康福祉部長 議案の説明に先立ちまして、精神障害者自立支援法の制度見直しの動きにつきまして御報告をさせていただきます。

障害者自立支援法につきましては、さきの9月定例県議会におきまして、障害者自立支援法の制度見直しに関する意見書、これを全会一致で可決いただき、藤川委員長には、県議会を代表して、国に対し要請を行っていただきました。先ごろ発表されました与党プロジェクトチームの報告には、利用者負担のさらなる軽減や事業者報酬の見直しなどが盛り込まれておりまして、当県議会のお取り組みによるものと深く感謝申し上げます。

続きまして、本議会に提案いたしております健康福祉部関係の議案の概要について御説明申し上げます。

今回提案いたしておりますのは、予算関係3議案、条例関係1議案の合計4議案でございます。

まず、第1号議案の平成19年度熊本県一般会計補正予算でございますが、総額1億2,600万円余の増額補正をお願いいたしております。

その主な内容でございますが、こども総合療育センターの年度途中での新規措置入所に伴う医療費の増、それから平成18年度国庫補助事業の精算に伴います国への返納金でございます。

次に、追号議案でございます第32号議案の平成19年度熊本県一般会計補正予算と第36号議案の平成19年度熊本県病院事業会計補正予算でございますが、職員給与の改定に伴います人件費の増でございますが、総額3,200万円余の増額補正をお願いいたしております。

これによりまして、健康福祉部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして1,060億1,800万円余となります。

次に、第14号議案の熊本県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例の制定についてでございますが、独立行政法人福祉医療機構法に規定されております保険約款に定めがございます保険料額等の改正に伴いまして関係規定の整備を行うものでございます。

このほか、高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進計画の見直しについてなど、5件につきまして御報告をさせていただきますことといたしております。

以上が今回提案いたしております議案等の概要でございますが、詳細につきましては、関係総室長、課長から説明をいたさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○岡村健康福祉政策課長 健康福祉政策課でございます。

お手元の厚生常任委員会説明資料の2ページをお願いいたします。

社会福祉総務費で40万8,000円の増額の補正をお願いしております。これは、介護福祉士や社会福祉士の資格取得を目指す学生に対しまして貸し付けました修学資金に関する精算返納金でございます。

貸付金の返還につきましては、県内におきまして指定する業務に一定期間従事すると免除することができるということになっておりますが、今回お願いしておりますのは、御本人の都合によりまして、介護福祉士等の業務に従事しなかったり、従事期間が短かったり、そういったことのために返還されました貸付金の2分の1に当たる国庫相当分を国に返納するものでございます。

よろしくお願い申し上げます。

続きまして、恐れ入りますけれども、別冊にお配りしております12月補正追号関係の資料をお願いいたします。

資料の1ページをお開きいただきたいと思っております。

追加提案しております職員給与の改定に伴う厚生常任委員会関係の補正予算案につきましてでございますが、1ページに健康福祉部、それから13ページに環境生活部の総括表をおつけいたしております。

追加補正額につきましては、健康福祉部は、1ページの最下段の総合計欄にありますように3,252万6,000円でございます。その各課ごとの内訳を2ページから12ページのとおりおつけしております。

次に、環境生活部につきましては、13ページの最下段の総合計欄にありますように681万7,000円でございます。その各課ごとの内訳は、14ページから24ページのとおりでございます。

本年度の給与改定は、人事委員会の勧告に基づきまして、若年層に限定した給与表の改定及び諸手当の改定を行うことといたしております。

なお、次長級以上の幹部職員につきましては、国における勧告の取り扱いに準じまして、勤勉手当等の改定を見送ることといたしております。

給与改定分の補正は人件費のみで全課共通でございますので、各課からの説明は省略させていただきますと存じますので、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○前田障害者支援総室長 障害者支援総室でございます。

3ページをお願いいたします。

まず、上段の社会福祉総務費、それから中段の身体障害者福祉費、それから下段の児童福祉総務費でございますが、いずれも平成18年度の事業に係る国への精算返納金でございます。

まず、社会福祉総務費でございますが、(1)につきましては、盲聾者の通訳養成等に係る経費の精算返納金でございます。それから、

(2)でございますが、精神障害者の通院医療費に係る精算返納金でございます。

次に、中段の身体障害者福祉費でございますが、重度の障害者に対して特別障害者手当が支給されますが、その手当の支給に係る精算返納金でございます。

下段の児童福祉総務費でございますが、特別児童扶養手当の支給につきましては、これまで郵便局で取り扱いを行うこととなっておりますが、国の制度改正によりまして、すべての金融機関で児童扶養手当の支給が可能となりました。その関係でシステムの改修を行ったところでありますが、その改修費に係る精算返納金でございます。

次、4ページをお願いいたします。

児童措置費でございます。これにつきましても、平成18年度の事業に係る国への精算返納金でございます。

内容につきましては、障害児施設の措置費に係る精算返納金でございます。

次に、児童福祉施設費でございますが、これは当該年度の事業でございますが、こども総合療育センターに入所される児童の医療費等につきまして、新規の入所等もございまして、当初見込みを上回ったことによる増額の補正でございます。

最後に、精神保健費でございます。

これも平成18年度の事業に係る国への精算返納金でございます。内容につきましては、精神障害者の措置入院等に係る経費の返納金でございます。

次に、条例関係でございます。

7ページをお願いいたします。

第14号議案熊本県心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例の制定でございます。

概要につきましては、10ページで御説明をいたしたいと思っております。

この扶養共済制度でございますが、その内容でございますが、障害児の保護者が死亡し

た場合などに、残された障害児に対して年金を支給し、生活の安定を図る制度でございます。全国一律の制度でございますが、各県がそれぞれ条例を制定して実施しております。

仕組みにつきましては、県が保護者から掛金を徴収いたしまして、この掛金を独立行政法人福祉医療機構に納めます。親が死亡した場合に、残された障害児に対して、保険約款に従い、年金が支給されるものでございます。

今回、この共済制度の安定的な持続を図るため、掛金など保険約款が改正されることとなり、これに伴う条例改正でございます。

改正の内容につきましては、(1)加入者の掛金ということで、現行金額とそれから改正後の金額を記載いたしております。(2)につきましては、弔慰金及び脱退一時金に関する表を掲げておるところでございます。

施行日につきましては、平成20年4月1日となります。

以上でございます。よろしくお願いをいたします。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

5ページをお願いします。

公衆衛生総務費でございます。

これは18年度に係る国庫支出金の補正でございます。

内容につきましては、原爆被爆者健康管理手当受給者のうち、33名の方が原爆症認定申請をされていましたが、1名を除き認定されなかった分の精算返納金でございます。

以上です。

○牧野健康危機管理課長 健康危機管理課でございます。

6ページをお願いいたします。

公衆衛生総務費で1,568万の補正でございます。

これは、同じく平成18年度に国から交付を

受けました国庫負担金や国庫補助金について不用額が生じたものを国へ返納するための予算でございます。

主な内容といたしましては、結核患者医療費負担金1,230万、そのほかでございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 環境生活部から村田部長に総括説明を、続いて担当課長から資料に従い順次説明をお願いします。

○村田環境生活部長 環境生活部関係の議案の概要につきまして御説明を申し上げます。

今回御提案申し上げます議案は、予算関係の2議案でございます。

まず、第1号議案の平成19年度熊本県一般会計補正予算でございますけれども、総額5,400万円余の増額補正をお願いいたしております。

主な内容といたしましては、国庫補助の額の確定に伴います水俣病総合対策事業補助金に係ります精算返納金を計上いたしております。

次に、追号議案であります第32号の議案平成19年度熊本県一般会計補正予算でございますが、職員給与改定に伴います人件費の増であり、先ほど話ありましたように、総額600万円余の増額補正をお願いいたしております。

これによりまして、環境生活部の補正後の予算総額は、一般会計と特別会計を合わせまして197億500万円余となります。

次に、水俣病対策につきまして御報告をいたします。

与党プロジェクトチームから、10月に、新たな救済策の考え方が示されました。これを受けまして、現在関係団体との協議等が行われているところでありますが、このような中で、11月19日に、チッソとしてはこの新たな救済策を受け入れかねるとの意向を示しまし

た。さらに、12月3日にも、県議会水俣病対策特別委員会の要請により、チッソ株式会社の後藤会長が、同委員会に出席の上、重ねて新たな救済策について同趣旨の説明をしたことは大変残念であり、原因企業として、多くの被害者の方々の救済のために、ぜひとも積極的な対応を求めていると、そういうふうと考えております。

また、昨日開催されました水俣病対策特別委員会では、チッソに対して救済への前向きな対応を求める旨の決議案が了承され、17日の本会議に上程されることになりました。よろしくお祈りを申し上げます。

この新たな救済策の実現のためには、多くの被害者の方々の御理解が肝要でございます。このため、県としては、11月以降、各地域で相談会を開催するなど、新たな救済策に関する正確な情報の提供に努めております。県としては、できるだけ多くの被害者の方々の理解を得て、新たな救済策を早期に実現できるよう、引き続き、県議会の力強い御支援を賜りながら、精いっぱい取り組んでまいります。

このほか、第4回荒尾市浦川流域化学物質汚染対策検討委員会の概要についてなど、6件につきまして御報告をさせていただくことといたしております。

以上が今回御提案申し上げます議案の概要でございますが、詳細につきましては、関係課長が御説明いたしますので、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

資料の12ページをお願いいたします。

公害保健費として5,400万円余の増額補正をお願いいたしております。

その内容につきましては、右側説明欄にありますとおり、平成18年度の国庫補助の額の確定に伴います国庫支出金返納金でございま

す。

これにつきましては、昨年度の水俣病総合対策事業におきまして、医療費等の扶助費などで、当初見込みよりも実績が下回ったことによります精算返納金でございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 以上で執行部の説明が終了しましたので、議案等について質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○大西一史委員 今それぞれ説明がございましたけれども、まず1つは、ちょっと条例の方から行きたいと思いますが、この第14号議案の心身障害者扶養共済制度条例等の一部を改正する条例ですけれども、これについては全国一律の改正ということでもあります。ですから、恐らくそれなりの検証をされて、そして制度の設計、将来的な安定を図るためということでこういう改正がなされるということなんだろうとは思いますが、県でこうやって条例を改正するに当たって、やはりちょっと確認をしておきたいのは、こういう加入者というのかな、の方々の理解というのは、きちんとやっぱりやられているというふうに当局としては受けとめているということかどうなのかということをお尋ねしたいんですけれども。

○前田障害者支援総室長 国の方で改正についていろいろ検討されておりますが、その検討会のメンバーとして全国の障害者の団体の方も加入されて、改正そのものについては、団体の方から了解という意見があったということ聞いた上での国の御説明でございました。

○大西一史委員 県としてもそういう理解と

いうことでよろしいですね。

○前田障害者支援総室長 はい。

○大西一史委員 わかりました。それと、続けてよろしいですか。

それから、今回は、補正に関しては——もう一つ、ごめんなさい。障害者支援総室、1つありましたが、社会福祉総務費の中の、これは、資料の3ページの地域生活支援事業等国庫支出金精算返納金のところで、先ほどの御説明で、盲・聾通訳の費用ということの精算返納ということですが、これは、ニーズが減ったというか、そういうことなんですかね。どういう状況になったのか、ちょっともう少し詳しく説明いただきたい。

○前田障害者支援総室長 この事業は、視覚障害とそれから聴覚障害の重なった視聴覚障害の方の通訳をということでございまして、希望される方を募集いたしまして、県のろう者協会に委託をいたしまして養成をやっているところですが、年々養成者数につきましても人数の異動がございまして、それから、研修の内容につきましても毎年若干の変更等がございまして、その実績に伴う精算返納でございまして。

○大西一史委員 じゃあ通常の、大体毎年の変動の範囲内ということの理解でよろしいですか。

○前田障害者支援総室長 はい、そういうことで結構だと思います。

○大西一史委員 わかりました。それと、済みません、続けて。

もう一つは、今回の議案で一番大きなのは、やはり人件費のところだと思います。これは各委員会でも今審議をされているところだと

いうふうに思いますが、当委員会では、健康福祉部で総額3,200万余、それから環境生活部で600万余ということでの増額補正ということでもあります。

これについては、人事委員会の意見等々も、本会議の方で意見の方が述べられたわけで、その説明を私たちも聞いておったわけでありましてけれども、実際にやっぱり今、この職員の給与ということに関して、なぜこの財政が非常に厳しい中で上げるのかということが、やはりいろいろと私たちのところには、批判といいますか、なぜこんなに財政が厳しいのに給与が上げられるんだと、人事委員会の勧告ではあろうけれども、上げられるんだという疑問の声が相当やっぱり来ていることは、もう皆さんのところにも届いているのではないかなというふうに思いますが、新聞の投書欄あたりを見ても出てきているわけですね。

確かに、景気は上向いてきている部分も一部ではある。それから、当然これは、人事委員会、人事院もそうでしょうけれども、全体的な官民の給与のバランスをしっかりときちんとしたその法律制度に基づいて一応見直した結果、これは当然の権利としてこういう勧告を受けて上げると、ベースアップをすることは当然あり得ることなんだろうというふうには思いますが、一方で、厳しいそういう財政状況があるということを考えると、今回のこの増額補正ということに関して、やっぱりそれぞれこれを簡単に本当に認めてよいのかという議論があろうかというふうに思います。

そういう中で、担当されておられる、この中にはもちろん人事の経験をされとる方もいっぱいいらっしゃいますけれども、代表して、健康福祉部長、これを聞いて……(「岡村課長がいい」と呼ぶ者あり)岡村課長がいいですか。じゃあ岡村課長、人事詳しいですからね。

実際、本当にこれは正直な話、皆さんそういう疑問をお持ちだと思うし、県職員の皆さ

んも、やっぱり財政が厳しい中で何で給料上げるんだと、随分、多分現場では、それぞれのところで言われているのではないかなというふうに思うんですが、どういう御感想とございますか、お気持ちでこの審議に臨んでおられるのか聞かせていただきたいんですけども。

○岡村健康福祉政策課長 御回答ができかねるかと思いますが、今、大西委員おっしゃいましたように、人事委員会勧告に基づく今回の補正のお願いということになっております。私ども公務員は、労働基本権の制約を受けておると。そのかわりに、しかるべき第三者機関からの勧告、報告に基づいて、それなりのある意味では保障されているというところでございます。基本的には、やっぱり人事委員会勧告を尊重するというのが私どもの基本的なスタンスであることは間違いないと考えております。

これまでずっと民間の景気動向を反映して厳しい勧告があってきてございます。切り下げという勧告もこれまでもあってきてございまして、給与表自体が5%以上下げられるというようなことも勧告としてあっておりますし、それに従って、私どもとしましてはそれなりの対応をしてきたところもございます。

確かに、厳しい財政状況ではございますけれども、基本的には、人事委員会勧告、民間のいろんな動きを反映しての勧告だということで理解しておりますので、基本的にはそれを尊重してお願いすると。

しかしながら、その分給与表自体は若年層だけしか上がっておりません。私どもの年長者はもう変わらないわけでございますけれども、勤勉手当がその分上がっているというところでございます。

そういう状況で所要額をお願いしたのは間違いございませんので、その辺は1つ、厳しい状況を踏まえまして、きちっとした公務を

遂行していくということで対応していきたいというふうに考えております。

○大西一史委員 何か納得がいくのかいかないのか、人事委員会の勧告に従って粛々と給料を上げさせてくださいというような答弁、その分仕事は頑張りますということなのかなというふうに思います。当然職務は一生懸命頑張っていたでいて、当然現場で働いておられる方、私は給与をカットすること自体が、直ちにそれが構造的な行革の成果につながるということとは一概には言えないというふうに思います。そういう意味では、今回給与を上げるということであれば、職員それぞれの意識改革というのをもっと徹底していただかないと、県民の納得は到底得られないと思います。

つけ加えて意見を申させていただければ、やっぱり財政調整用の4基金が、この10月に公表された大まかな収支の見通しという中で400億以上も財源不足が生じ、来年度ですね、そしてそれを何とか乗り切るために、いろいろな県債の償還期限を繰り延べしたり、あるいは財政調整用の4基金を切り崩したりして、財政調整用の4基金、24億ぐらいでしたっけ、まで減少するというような話であります。こういうもう破綻寸前と言ってもいいような財政状況であるということをやっぱり意識していただきたいというふうに思います。

そして、他県では、やはり財政が厳しいということで、この人事院勧告の勧告はあっても給与は据え置くという方針を出している県もあります。当然労使交渉の中で今からいろいろとその辺は議論されると思いますが、例えば宮城の村井県知事さんなんていうのは、私がちょっとあれしたところによると、大体13億5,000万ぐらい、総額です、完全実施すればその所要額が人件費で要ということなだけで、今年度だけで160億、これは宮城県ですよ。来年度以降180億以上の

財源不足が見込まれる中で、給与を上げることは難しいと。だから、職員に理解を求めるといふことで、そういう方針を早々と打ち出しておられます。

本県では、今のところそういうことの動きというのはありません。やっぱりそういう自治体がある中で何で熊本県は、もっと財源不足があるのに上げるんだといふことの明確な答えは本当にできるんだらうかなといふところは私はあるといふふうに思います。

ですから、今、岡村課長の方からの話がありましたけれども、やはり頑張るといふだけで本当にいいのかなといふところは正直言っております。一たんこれは人事院勧告に従ってベースとしては引き上げるけれども、近い将来といひますか、政策的に、やはり財政状況を見ながら、これはある程度の水準を県民に理解できるように、財政が健全化するまではみんなで我慢して乗り切っていこうじゃないかといふ場面が私は恐らく近い将来出てくるのではないかなといふふうに思っておりますので、その辺も意識して今回これを上げるということであれば、今からまだいろいろ御意見が出るかもしれませんが、やはり職員の皆さんの意識改革、そしてその財源不足に対して本当にシビアな行革の見直しをしていただけるのかどうなのかといふことを、もう一度各部署でやはり問い直していただきたいといふふうに思いますが、その辺の御決意を、両部長どちらかございましたら述べていただければといふふうに思います。

○村田環境生活部長 この人事院勧告に対応して上げるか上げないか、これは御判断だと思いますし、議会の方でお認めいただくかどうかといふこと、非常に今、大西委員のお話のように判断が分かれるところだろうと思います。

我々、今年度もそうでしたけれども、来年度に向けまして、大幅な予算削減に向けて、

補助金、事業費、削るに削っております。そういう作業を今やっている。そういう中で、職員の中から、もう自分たちの分も切ってくれといふ声があるのも確かでございます。そういう悩みの中で予算を切りながら、こういう今の状態、財政状況の中でやっていかにかいぬという思いが片方でありながら仕事をやっている実態と、もう一つは、今回若年層にベースアップの部分があるわけですけれども、これは、月額でしますと、2,000円から200円……。

○坂本環境政策課長 大卒の新採で2,000円の増額、高卒の新採で1,700円というのが一番上げ幅の大きいところです。

○村田環境生活部長 上の方に行くと、200円ぐらいでしょう。

○坂本環境政策課長 上がる職員で一番低いところで、プラス200円、月額。

○村田環境生活部長 済みません、ちょっと変則になりましたけれども、そういうふうな状態の中で、私ども、若い職員の人たちのモチベーションの部分で、上がるということに対することだけで非常な御批判があるといふのは非常に残念だといふ気持ちもございませぬ。

実は5年間昇給が一切あっておりませんので、非常に給料が上がらない状態で今推移してきております。そういう中で、ある意味では、若い職員の方々に対するそういうモチベーションの部分で少し反映できるのであれば、少しの部分についてといふのは本音でございます、片一方で。それから、もう少し、例えば経済的な部分で行くならば、もし上げられるのであれば、熊本の場合は非常に公務員型に連動する給与をもらっている方が大変多うございませぬので、そういう意味では、上

げられるのであれば、その経済状況も考えれば、そういうこともあるのかなという観測も実は正直持ちます。

ただ、おっしゃいますとおり、財源の今の状態の中で上げられる状況かということについてはもう決断、御判断しかないのかなと思います。思いながら来ておりますので、そこは十分御議論をいただきながらということになるんだと思いますけれども、職員の中では、先ほどその分仕事にはね返らせてということがありますけれども、いろんな意見があるのは確かです。公務員の人事院勧告に対する制度の中から当然上げるべきだという意見から、先ほどのように、みずから切るべきだと、じゃないと財源が出ないという極論までありまして、そういう中で、我々自身も相当悩みながら仕事をしている実態もある意味では御理解をいただきたいというふうに思います。

まとまった答えにはなりませんけれども、今の時点では、私の個人的な所感としか、感想としか言えませんが、最終的には、決断、御判断だというふうに、繰り返しになりますが、思っております。

○藤川隆夫委員長 どちらにしる大変厳しい財政状況の中にありますので、当然その幾分か上がらないかもしれませんが、上がるということに関して、県の職員もきちっと自覚を持って、本当にこれを逆の意味で言うと、仕事の中で反映させていただいて県民にお返しするというふうな形で一生懸命努力してもらえればというふうな思いも私は持っていますので、ぜひその付近は考えていただけるように、また、部下の方たちに言っていただければと思います。通った場合の話ですけれども。

各委員会で今恐らく話をやっていると思いますので、最終的には本議会で決定することになると思います。

ほかに質疑ありませんか。——いいですか。

なければ、これで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第14号及び第32号、第35号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外3件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外3件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、本委員会に今回付託されました請願を議題として、これについて審査を行います。

それでは、請第13号について、執行部から状況の説明を願います。

○高橋医療政策総室長 請第13号について状況の説明を申し上げます。

本請願の趣旨は、我が国の誇る国民皆保険制度が、政府の財政優先による医療費削減政策の結果、極限状態となっている。国民に安心、安全な医療を提供できる体制の確立、国民皆保険制度の維持、再構築のため、国に対し、地域医療を守る医療費財源の確保、地域における医師、看護師等の不足の解消、高齢者のための療養病床の確保と負担の軽減の3点について意見書を出してほしいというものでございます。

まず、第1点目の地域医療を守る医療費財源の確保についてでございますけれども、近年の診療報酬のマイナス改定で、医療機関全体として厳しい経営状況にあることは否めないところでございます。特に公立病院の経営状況は、医師不足と相まって厳しい状況になってございます。地域医療を守る観点からも、診療報酬の見直しが求められているところでございます。

現在、平成20年度の診療報酬改定の検討が行われておりますけれども、11月下旬にまとめられた基本方針では、開業医の時間外診療報酬を手厚くすることや、産科、小児科への重点評価、医師の事務作業を補助する事務職員の配置への評価などが盛り込まれておりまして、今後、中央社会保険医療協議会で具体的に検討されることになってございます。

次に、2点目の地域における医師、看護師不足の解消についてでございます。

地域における医師、看護師の不足は大きな課題でございまして、県としても総合的な対策への取り組みを始めたところでございます。なかなか決め手となるような即効性のある対策はございませんけれども、国においては、地域医療支援中央会議を設けて、緊急医師確保対策を初め総合的な医師確保対策を進めているところでございます。これらの施策については、なお一層の充実が求められるところでございます。

3点目の高齢者のための療養病床の確保と負担の軽減でございますけれども、そのうちの高齢者のための療養病床の確保でございますが、療養病床の再編は大きな改革でございまして、介護療養病床が廃止される平成24年度までに、現在入院されている患者の行き先がなくなることをないよう、医療ニーズに応じた適切な療養病床の確保と介護保険施設に移る患者に対しての適切な医療の提供について、今後も国に対して柔軟な対応を求めていく必要がございます。

また、高齢者の負担の軽減については、医療制度改革の中で応分の負担を求められているところでございますけれども、負担感の大きい高齢者や低所得者に対する軽減措置等は適切に講じられる必要がございます。

このような中、去る10月30日の与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおいて、70歳から74歳までの医療費自己負担増の1年間凍結並びに新たに保険料を負担するこ

ととなる被扶養者の保険料負担の半年間の凍結、続く半年間の9割軽減が合意されております。また、平成21年4月以降の高齢者医療制度については、本プロジェクトチームで引き続き検討するとされているところでございます。

状況は以上でございます。

○藤川隆夫委員長 ただいまの説明に関して質疑はありますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

継続、採択、不採択の考えがありますが、この請第13号については、いかがいたしましょうか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 よろしいでしょうか。

採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第13号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。よって、請第13号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第13号は、国に対して意見書を提出していただきたいという請願であります。

そこで、意見書(案)については作成しておりますので、事務局に配付させます。その後、事務局から読み上げてください。

(意見書案配付)

○徳永議事課課長補佐 それでは読み上げます。

国民のための医療政策実現に向けた意見書(案)

我が国の医療保険制度は、誰もが、いつ

でも、どこでも安心して適切な医療を受けることができる世界に冠たる国民皆保険制度として、国民の健康と福祉の向上に大きく貢献している。

しかし、ここ数年、政府の財政優先による医療費削減政策の結果、医療機関は疲弊し、人的にも機能的にも極限状態での医療の提供が行われているのが現状である。地域医療を守るためには、必要な医療費財源が確保されなければならない。

また、地域の医師、看護師等の不足、偏在による過重労働は、医師等の医療従事者への疲弊をもたらし、産科や小児科、救急医療をはじめとする地域医療に深刻な影響を及ぼしている。このため、早急に総合的な医師、看護師等の確保対策が求められている。

さらに、医療制度改革の一環として現在進められている療養病床の再編成は、結果として医療難民、介護難民を生むことが懸念され、高齢者の療養に必要な病床はきちんと確保するとともに、受け皿としての介護保険施設等を確実に整備することが必要である。

また、窓口負担をはじめとする患者及び高齢者の負担引き上げは、国民に大きな負担感を与え、ひいては診療の抑制により国民の医療を受ける機会を奪うことになりかねず、負担軽減等の配慮が強く求められている。

よって、国におかれては、国民のための医療政策を実現する観点から、国民に安全・安心な医療を提供できる体制を確立し、さらに世界に誇る我が国の国民皆保険制度の維持、再構築を図るために、下記の項目の実現を図られるよう強く要望する。

記

- 1 地域医療を守る医療費財源の確保
- 2 地域における医師、看護師等の不足の解消

3 高齢者のための療養病床の確保と負担の軽減

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

熊本県議会議長 村上 寅美

以上です。

○藤川隆夫委員長 ただいま配付いたしました意見書について御意見はございませんか。

それでは、この案で委員会提出議案として本会議に提出したいと思っております。御異議はありますか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 それでは、この案を本委員会提出議案として本会議に提出することと決定いたしました。

次に、請第14号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○前田障害者支援総室長 第14号議案でございます。

精神障害者の社会参加を進めるために、知的障害者それから身体障害者と同様、公共交通機関運賃の割引を求める請願でございます。

まず、国の動きでございますが、平成18年11月、厚労省の社会援護局長から、国土交通省に対して、公共交通機関の割引についての協力依頼があつてございます。さらに、平成19年1月でございますが、国土交通省の自動車交通局長から日本バス協会に対しての協力依頼があつております。

また、地方の動きでございますが、全国の衛生部長会議、また九州の主管部長会議において、国への要望書の提出が行われております。

また、本県におきましては、関係団体が、バス事業者への運賃の割引活動、それから署名活動を実施されている状況でございます。

それから、全国の状況でございますが、バス運賃の割引が行われているところにつきましては、青森県、それから秋田県、九州におきましては、佐賀県、長崎県、沖縄県等、合計14の都道府県においてバス運賃の割引が実施されている状況でございます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○大西一史委員 これについては、今、話がありましたけれども、全国14の都道府県でそういう割引制度を適用されて実施されているということで、全国的にこれは広がっている方向だということでしょうか。

○前田障害者支援総室長 その方向で全国的な活動が行われている状況です。

○大西一史委員 それと、あと、本県では、これはできるだけそういう割引制度を適用していただくということですが、このバス協会とか事業者あたりというのは、この辺についての理解というのは何か聞いておられますか。

○前田障害者支援総室長 先日、地元のバス事業者の方と話す機会がございまして、バス協会としても、地域貢献というようなのは十分心がけているので、前向きに検討したいという話がございました。

特に今、九州各県では、共同運行といえますか、熊本から長崎とか、熊本から福岡だとか、各県をまたがったようなバス輸送が主流にございますが、そういう場合に、これを実施している県と実施していない県とでは、行きがけは5割割引だったけど、帰りは全額払わなければならないかというような話がございまして、バス事業者の方からは、九州各

県でできれば統一して割引制度に御協力してもらいように県の方からも各県に働きかけてほしいというような要望がございまして、これは、先日九州の主管部長会議がありましたときに、私どもの部長の方から、九州各県の方にはこのことを投げかけてある状況にございます。

○大西一史委員 わかりました。

○藤川隆夫委員長 ほかには。——はい、どうぞ。

○福島和敏委員 初歩的な質問ですけれども、これに対する、例えば県の負担とかというのは一切なくて、バス会社さんとか交通機関にお願いをするということですかね。

○前田障害者支援総室長 熊本県の現状でございますが、熊本市においては、さくらカード制度がございまして、そのさくらカード制度の中で精神障害者についても割引がございまして、ということは、さくらカードにつきましては、市からバス事業者の方に幾分かの料金が払われておりますので、熊本市については、公費が一部出されている状況だと思います。

一方、荒尾市につきましては、荒尾市市営バスが九州産交に譲渡した際に、障害者については割引制度を引き続きやってほしいというような条件付きの譲渡があったというふうに聞いておりますので、現在、荒尾市については、事業者の全くのサービスにおいて半額割引が実施されている状況にございます。

ですから、熊本県においても、その取り扱いについては若干の違いがございまして、県としてバス事業者にお願いしておりますのは、民間サービスの中でぜひお取り組みをいただきたいというようなお願いをしている状況にあります。

○福島和敏委員 請願はどこにじゃあ出すんですか。どういう取り扱いで、どういう形が出るんですかね。

○前田障害者支援総室長 これを採択していただいて、それから執行部の方に頑張ってくれというような御指示がございますと、その採択を受けて、我々がバス事業者の方に働きかけるというような……。

○高野洋介委員 逆に私はちょっと疑問に思ったんですけれども、3障害が一元化されたわけじゃないですか。その中で、知的と身体の障害者に対しては割引制度がありますよね。逆に今までなかった方が私はちょっと疑問符がつくんですけれども、逆にこれは、社会的弱者の方々に対して、皆さん平等に見て、請願が出る前に県としてももう少し精神の方にもそうやってやりますよという動きはできなかったんですか。

○前田障害者支援総室長 3点ございます。1点目は、障害者自立支援法ができて、3障害の一元化ができました。これはあくまでも行政上の3障害の一元化でございます、今回は民間サービスですので、なかなか命令的にそれをやることができなかったというのがあります。

それから2点目でございますけれども、これまで精神障害者につきましては医療の中にとらえてございました。身体障害者、知的障害者については、長い期間その福祉の制度の中でやってまいりましたが、精神障害者については、最近福祉でとらえようというような動きになっておりまして、そういう関係から、やっと今福祉の中で運賃割引についても考えるというような機運が出てきたということでございます。

それから3点目でございますが、これまで

できなかった理由として、身体障害者、知的障害者については手帳に写真が張ってございます。その写真を見ることで本人とバスの運転手が確認できるというのがございますが、精神障害者につきましては、これまで写真の貼付が義務づけられておりませんでした。そういう関係から、バス事業者の方としては、本人か本人でないかの区別がつかないので、割引に踏み出すことができないというようなお話でございましたが、請願にもございましたが、法律改正の中で写真を貼付するというようなことになりましたので、今やっとなんかそういうのをバス事業者にお願いできるような状況に至ったと、そういう状況でございました。

○高野洋介委員 最後に、私、紹介議員の一人としていろいろお願いをしたいと思いますけれども、採択された場合に、ぜひとも県においては、スピード感を持って、一日も早い対応をしていただいて、本当に障害者の方々是非常に困った生活をされておりますので、一日も早い取り組みをお願いしまして、私の要望にかえさせていただきます。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 なければ、これで質疑を終了します。

次に、採決に入ります。

継続、採択、不採択の考えがありますが、この請第14号についてはいかがいたしましょうか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

この請第14号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。

よって、請第14号は、採択することに決定いたしました。

次に、請第15号について、執行部から状況の説明をお願いします。

○林田水環境課長 水環境課でございます。

請願第15号について状況の説明をさせていただきます。

請願の中身は、水質汚濁防止法の排水基準の中から旅館業を除外する意見書を出してほしいというのが主な内容でございますけれども、国では、平成11年に、ほう素及びふっ素の環境基準を決定いたしまして、平成13年7月に水質汚濁防止法施行令の改正を行いまして、ふっ素とほう素の規制を、旅館業にも、ほかの工場と同じように適用するという排水基準が設定されました。

ただ、排水基準の排水処理施設でございます、いわゆる除去装置の技術的な開発が現在進められておりまして、平成13年以降、16年度、それから19年6月の2回にわたり延長されました。したがって、陳情、請願書の中では19年6月と書いてございますけれども、現在では、平成22年6月までの間、一律排水基準を下回ります緩やかな暫定排水基準が適用されております。

なお、ほう素とふっ素はともに自然界に広く存在しておりまして、毎年実施しております地下水調査におきましても基準値は超えておりませんが、ごく普通に検出される物質でございます。特に、火山地帯や温泉地帯の地下水に多うございます。

なお、ふっ素といいますのは、ガラス工場やメッキ工場など広く利用されておりまして、多量に摂取いたしますと、中毒障害とか胃腸障害、それから中枢神経障害等々がございます。それから、ふっ素は、適量のふっ素量をとるということは、虫歯の予防になるわけでございますけれども、量が多過ぎると歯に障害があるというふうなことを言われて

おります。

少し古いデータでございますけれども、本県の温泉旅館のほう素の濃度の平均を調べたデータがございますが、全国平均の5分の1程度と低い状況ということでございまして、現時点では、すべての施設が暫定排水基準を下回るという状況でございます。

以上、状況の説明にさせていただきます。

○藤川隆夫委員長 ただいまの説明に関して質疑はありませんか。

○高野洋介委員 温泉が設備投資をしなければ、厳しい基準だったらクリアできないわけじゃないですか。どのくらい設備投資がかかるわけですか。

○林田水環境課長 まさしくその除去装置の研究が進められておりますけれども、いろいろインターネットあたり調べてみますと、金額の幅はございますが、規模によっては、500万程度から、高いものになりますと4,000万程度、いわゆる規模の大きさによってそういう段階があるようでございます。

○高野洋介委員 だったら、今のこの旅館業とか、そういう温泉施設で500万から4,000万の設備投資だったら非常に厳しいわけですね。やっぱり熊本という地域は、温泉が一番の観光の目玉だというふうに私も認識しておりますし、どこの皆さん方の選挙区の方々も、恐らく温泉で飯を食べていらっしゃる方々はたくさんいらっしゃると思うので、ですから、そういったところをきちんと現状を把握しながら、できるかできないかということをお県としても把握をしていただいてやっていただきたいというふうに思っております。

確認なんですけれども、きちんと基準はクリアはされているんですよね、現状でも。

○林田水環境課長 先ほど申しあげました、ちょっと古いデータでございますけれども、その基準値そのものは全国の5分の1程度ということで、いわゆる低い方の暫定基準値は下回っている状況と。自然界のことでございますので、そんなに上がったりがったりというのはないかと思っておりますけれども、そういう状況でございます。

○高野洋介委員 わかりました。

○大西一史委員 これに関しては、この水質汚濁防止法にそもそも「ほう素及びその化合物」「ふっ素及びその化合物」というのが対象になったということによって、この旅館、温泉あたりが入ったということでもありますけれども、水質汚濁防止法というのは、そもそも工場であるとか、そういう化学的にいろいろな有機物、化合物あたりを扱って変化をした中で、排水なり何なりで水質を汚濁することがないようにしようということが本来の法の趣旨ではなかろうかというふうに思うんですね。

そういう中で、今回のこの請願に関していえば、温泉に関しては、そういうものがもともと自然界に存在をするということであって、それを意図的に何かふっ素を改めて入れるとかいうことではないわけですから、それに対して私は問題はないのかなというふうに思います。

ただ、この温泉やそういう浴場あたりには、やはりそれなりの衛生基準といいますか、別にあるはずですし、いろいろ問題になったあのレジオネラ菌でしたかね、ああいう問題があったから、それとこれを混同されると、これはいかぬと思いますが、そういった衛生面に関しては徹底して指導していただいていると思っていますので、私は、この請願に関しての意見としては、この自然界にあるこういうものが一々水質汚濁防止法に引っかかると

いうことは、ちょっと疑問なので、国に対しては、その辺は状況を見て見直すということも意見書として上げることは問題ないというふうに考えております。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんか。

なければ、これで質疑を終了いたします。次に、採決に入ります。

継続、採択、不採択の考えがありますが、この請第15号についてはいかがいたしましょうか。

(「採択」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 採択という意見がありますので、採択についてお諮りいたします。

請第15号を採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 御異議なしと認めます。よって、請第15号は、採択することに決定いたしました。

ただいま採択と決定いたしました請第15号は、国に対して意見書を提出していただきたいという請願であります。そこで、意見書(案)については作成しておりますので、事務局に配付させます。その後、事務局から読み上げさせます。

(意見書案配付)

○徳永議事課課長補佐 それでは読み上げます。

ほう素、ふっ素の規制対象から旅館業を除外する省令改正を求める意見書(案)

温泉は、国民生活にとって憩いやレクリエーション等の健康の増進の場として、また良好な自然環境に親しむ場として、観光振興にも大きく貢献している。

全国屈指の温泉湧出量を誇る本県においては、旅館やホテル等の多くの宿泊施設が設けられ、温泉の恵みを享受しているとこ

るである。

ところで、国においては、河川や海域等の公共用水域の水質汚濁の防止という観点から、平成13年7月の排水基準を定める省令の改正により、温泉排水中に含まれるほう素、ふっ素について、旅館業にも排水基準が設定されている。

その際、直ちに一律排水基準を達成することが著しく困難であった旅館業も含めて、一部の工場、事業場に対しては暫定措置が設けられ、その後、平成16年、19年と2度にわたり延長されたが、特に旅館業については、さらに平成22年6月30日まで規制が延長され、緩やかな暫定排水基準が適用されているところである。

しかしながら、ほう素、ふっ素は、主要成分の一つとしてもともと温泉水中に豊富に含まれる成分であり、また、現在、国においては、ほう素、ふっ素等の除去装置の技術開発が進められてはいるが、多くの中小旅館業者が採用できるような安価で維持管理が簡便な除去装置の開発は期待できない状況である。

よって、国におかれては、本県の実情を踏まえ、昭和46年6月21日に公布された「排水基準を定める省令」（総理府令第35号）を改正し、ほう素、ふっ素に関しては、旅館業を規制対象から除外されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成 年 月 日

熊本県議会議長 村上 寅美

以上です。

○藤川隆夫委員長 ただいまの意見書(案)について御意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 それでは、この案で委員会提出議案として本会議に提出したいと思

いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 それでは、この案を本委員会提出議案として本会議に提出することと決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が11件あっております。

まず、報告について、執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、資料に沿って報告をお願いいたします。

○岡村健康福祉政策課長 報告事項資料の1ページをお願いいたします。

高齢者、障害者にやさしいまちづくり推進計画の見直しについてでございますが、本年度が見直しの年度となっておりますことから、現在の状況について御報告するものでございます。

まず、計画の概要について触れさせていただきますが、当計画は、やさしいまちづくり条例に基づきまして、平成7年10月に1期目の計画を策定いたしまして、平成14年3月に2期目となります現在の計画を策定し、全庁的に関連施策の展開に取り組んでいるところでございます。

全体といたしましては、図示しておりますように、県民の意識向上、それから社会環境の整備、それから生活環境の整備といった3つの基本方針のもとに、①から⑦までの7つの分野で、31の具体的な指標を定めていると

ころでございます。

31の指標につきましては、3ページにその内容を記載させていただいております。各指標につきましては、当初値、それから22年度までの目標値、それから間に18年度におきます実績値を記載しているところでございます。個別の説明は省略させていただきますが、進捗状況につきましては、全体的におおむね順調に進んでいるというふうに理解をしているところでございます。

もとに戻っていただきまして、計画策定後の動きでございますけれども、高齢化の進展、あるいは障害者の社会参加意識の高まりというものが大きくございます。また、法制的にもハートビル法の改正、あるいは障害者権利条約の採択といった動き、あるいは新しい障害者福祉計画の策定等が行われているところでございます。

2ページをお願いいたします。

このような背景を受けまして、先ほども申しましたように、本年度は計画の見直しの年度に当たっておりますことから、現在見直しの作業を行っているところでございます。この見直し計画につきましては、議会の議決事件ということになっております。平成20年2月議会に議案として提出をさせていただき予定で今準備を進めているところでございます。

見直しの方向といたしましては、推進計画策定時におきます背景あるいは課題につきましては、現在も変わっておりませず、これまでの各分野におきます施策も、策定時の現状、課題、施策の延長上に展開されているということ。

次に、計画策定後の制度改正や社会情勢の動き、達成状況等から一部の指標及び目標値の見直しが必要であると考えられるということから、計画策定後の制度改正あるいは社会情勢の動きを踏まえまして、一部の指標、目標値の見直しを行うことで現在取り組んでい

るところでございます。

次に、関連事項といたしまして、枠囲みをしておりますが、熊本県障害者用駐車場利用証制度につきまして報告させていただきます。

この件につきましては、去る9月議会で、それまでの経過につきまして御報告させていただいたところでございますが、制度の内容がほぼ固まりましたので、御報告させていただきます。

(1)の経緯でございますが、くまもと・高齢者や障害者にやさしいまちづくり推進協議会の中に専門委員会を設けまして、3回にわたりにまして検討を行い、11月27日の同推進協議会において中身を決定されたところでございます。

交付対象者につきましては、(2)に記載しておるところでございます。交付します利用証につきましては、その対象者によりまして、有効期間を1年以上と未満に分けまして、おのおの色の異なる利用証を準備いたしまして交付する予定といたしております。

表示、内容につきましては、図でお示しているような内容を予定しているところでございます。

それから、利用証の愛称ということでハートフルパスということとさせていただきます。今後、この愛称を用いまして普及啓発に努めまして、なるべく多くの施設の協力を得まして進めてまいりたいというふうに考えております。

最後に、実施時期でございますが、予定といたしまして、来年1月下旬を目途に今鋭意準備を進めているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。

報告事項の4ページをお願いいたします。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要についてでございます。

これは、内容のところでございますように、地方分権や市町村合併の動きが進む中で、知事の権限に属する事務の一部を市町村へ移譲することに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

今回の改正は、老人福祉法に基づく事務のうち、市町村が介護保険法上の指定権限を有する、これを地域密着型サービスと呼んでおりますが、この地域密着型サービスと呼ばれる事業につきまして、この老人福祉法上の届け出を受理する権限も市町村に移譲するというものでございまして、このたび天草市から新たに移譲を受ける旨の申し出がありましたことに伴い、関係規定の整備を行うものでございます。

条例の施行は、平成20年4月1日を予定しております。

なお、本改正案は、総務常任委員会に付託されております。

以上、御報告いたします。

○高橋医療政策総室長 5ページをお願いいたします。

医療制度改革に対する対応状況についてでございます。

9月の委員会に引き続き、その後の状況について、改めて御報告をさせていただきます。

医療制度改革につきましては、庁内の部局横断的な組織として医療制度改革対策会議を設置いたしまして、2の関係計画の策定状況等に記載しておりますような各計画の策定などに取り組んでいるところでございます。

6ページをお願いいたします。

まず、第5次熊本県保健医療計画についてでございます。

昭和63年に第1次の計画を策定し、以後、5年ごとに計画の見直しをしてきております

が、今回の医療法の改正を踏まえ、脳卒中や心筋梗塞などの疾病ごとの医療連携体制などの構築など、新たな内容を盛り込んだ第5次計画として策定作業を進めているところでございます。

2に、計画の概要を整理しております。

大きく基本構想、基本計画、地域保健医療計画になってございますけれども、ポイントは、基本計画の中の4疾病5事業の医療連携体制の構築の部分でございます。

また、地域保健医療計画は、11の保健所ごとの圏域ごとに現在策定作業が進められているところでございます。

3の策定スケジュールでございます。

これまで、(1)に記載のような調査や協議を実施してきておりますが、今月中には計画案を取りまとめまして、来年1月からは、パブリックコメント、医療審議会への諮問答申などに進んでいく予定でございます。

7ページから10ページは、計画の骨子でございます。後ほどごらんいただきたいと思っております。

11ページをお願いいたします。

ここに、4疾病のうち、脳卒中の医療体制の例を記載しております。表を見ていただきますと、左から右に、予防、救護、急性期、回復期、維持期とそれぞれの病状の段階に応じて、縦の欄に、機能、目標、医療機関、求められる事項などが整理してございます。例えば、救護の上から2欄目の目標をごらんいただきますと、発症後2時間以内の急性期病院到着、また、急性期では、上から2欄目の目標として、来院後1時間以内の専門的治療開始、4欄目の求められる事項としては、CT・MRI検査の24時間対応などになってございます。

次の12ページをごらんいただきたいと思っておりますけれども、本県における連携体制を図示しております。

発症から在宅まで、それぞれの病状の段階

に応じた医療連携の流れは、大まかにこのようなイメージになるのではないかと考えているところでございます。

また、下の図は、1つの医療機関で、急性期、回復期の治療に対応している場合のイメージ図でございますけれども、地域の実情によってこのようないろいろなパターンも考えられるのではないかと考えているところでございます。

また、それぞれの病状段階で対応できる医療機関、これらがどういうところがあるのかを整理した上で、それらの対応できる医療機関については、具体的な医療機関名を公表することにいたしております。

このような医療連携体制をどう組み立てていくのかについては、現在実際に医療を担っている県医師会等と頻繁に協議を重ねながら検討しているところでございます。

次に、13ページをお願いいたします。

医療費の見通しに関する計画、仮称でございますが、についてでございます。

老人保健法の改正により、5年を1期とする都道府県の医療費適正化計画を国が示す基本方針に即して策定することが定められたところでございます。

本県では、仮称ではございますが、熊本県における医療費の見通しに関する計画という名称で策定作業を進めております。

2の計画の概要でございますが、計画には、住民の健康の保持の推進に関する達成すべき目標及び施策、いわゆる生活習慣病対策でございます。それから、医療の効率的な提供の推進に関する達成すべき目標及び施策、いわゆるこれが療養病床の再編にかかわる部分でございます。それから、医療費の調査、分析、計画期間における医療費の見通しなどを盛り込むことになってございます。

3の今後のスケジュールでございますが、1月に検討委員会を開催いたしまして素案をまとめ、その後、パブリックコメント等に進

んでまいりたいと考えております。

14ページをお願いいたします。

療養病床の再編に関連して、本県の療養病床の平成24年度末の目標数を試算いたしております。平成18年度時点で、本県には1万1,289床の療養病床がございますが、その内訳は、医療療養病床が6,883床、介護療養病床が4,406床となっております。これを医療の必要性の高い患者は医療療養病床で、医療の必要性の低い患者は老健施設等に転換して受け入れるというもので、試算では、医療療養病床が4,737床、老健施設等への転換が6,552床という数値になってございます。

この再編を進めるに当たりましての大きな課題は、現に入院されている患者の方々をいかに円滑に受け入れていくかということでございますが、そのため、地域ケア体制整備構想で年度ごとの転換計画を策定いたしまして、第4期の高齢者ががやきプランに反映させていくことにしております。

また、この試算は、国が示した参酌標準と申しますけれども、これに沿って機械的に計算した数値でございますが、現在県医師会と頻繁に打ち合わせをしながら調整をしているところでございます。

15、16ページは、計画の構成案でございます。後ほどごらんいただきたいと思います。

次に、少し飛びまして、23ページをお願いいたします。

後期高齢者医療制度についてでございます。

後期高齢者医療制度については、現在、後期高齢者医療広域連合において、来年4月からの制度施行に向け準備作業が進められております。

去る11月19日の広域連合議会におきまして保険料率が設定されております。

1の保険料をごらんいただきたいと思います。

保険料は、均等割額と所得割額から成って

おりまして、原則として、県内均一で2年ごとに見直しが行われます。

また、賦課限度額は1人当たり50万円となっております。

(1)の均一の保険料は、均等割額が4万6,700円、所得割率が8.62%、1人当たりの平均保険料は7万7,600円でございます。

(2)の不均一の保険料でございますが、過去3年間の1人当たりの老人医療費が県の平均より20%以上低い市町村については、6年間の特例措置がございます。本県では、あさぎり町ほか球磨郡内の5町村が特例措置の対象となっておりまして、それぞれ表のような保険料が適用されます。

また、(3)の低所得者等への軽減措置にありますように、国民健康保険と同じように、低所得者に対しては、均等割額の7割、5割、2割の軽減措置がございます。本県では、全被保険者の約47%の方々が7割軽減の対象者でありまして、この場合、例にございますように、保険料は年額1万4,000円となります。

次に、②の被用者保険の被扶養者に対しては新たに保険料負担が生じることになりますが、緩和措置として、2年間は所得割額は賦課されず、均等割額は5割軽減とされておりましたが、これにつきましては、10月30日の与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームにおきまして、平成20年4月から9月までの半年間は保険料を徴収せず、21年3月までの半年間は9割軽減で合意されたところでございます。

24ページをお願いいたします。

制度施行に向けた県の取り組みでございますが、大きな課題の保険料も設定されましたので、今後は、(2)の制度の周知に向け、広域連合、市町村と共同いたしまして、広報活動に力を入れてまいりたいと考えているところでございます。

25ページは、制度の仕組みでございます。

後ほどごらんいただきたいと思います。

医療政策総室からは以上でございます。よろしく願いいたします。

○岩田高齢者支援総室長 高齢者支援総室でございます。

報告事項の17ページにお戻りを願います。

医療制度改革に対します対応のうち、熊本県地域ケア体制整備構想について御説明をいたしたいと思っております。

1番、構想の策定でございますが、この医療制度改革の一環として行われます療養病床の再編成を円滑に進める観点から、各地域におけるこの病床転換の受け皿としての医療あるいは介護に係る体制を整備しますので、療養病床の転換推進計画を含みます地域ケア体制整備構想を策定するものでございます。

この構想は、ここにございますように、今後策定することとなります医療と介護の3つの計画にまたがる横断的な構想として策定をするものでございます。

1番の真ん中あたりに書いておりますように、本県では、昨年度宇城圏域を対象としてモデルプランを策定いたしました。このモデルプラン策定の中で構想策定における課題を整理いたしました。本年度は、このモデルプランを参考にしつつ、国が定めました基本指針あるいは療養病床数の数値目標等を踏まえまして、県医師会等の御意見も十分伺いながら、現在構想の策定を進めております。

また、構想策定におけるさまざまな課題がございますが、その解決に向けまして、国に対しまして積極的に提案、要望を行っているところでございます。

次に、2番、構想の概要のところでございます。

(1)の策定体制としまして、県の社会福祉審議会の保健福祉推進部会におきまして御意見を伺っております。また、庁内組織として、ワーキンググループを設けているところで

ございます。

(2)の構成でございますが、①基本方針、それから、②関係計画との調和、以下、7番の圏域別各論に至ります章で構成をすることとしております。

特に、単に療養病床の円滑な転換だけではなく、利用者中心の視点で、現在療養病床に入院されておられる方々が適切な介護、医療サービスが受けられるよう、支援体制の構築等を検討しております。

3番の課題への対応でございます。

療養病床の転換につきましては、医療機関の方々の中にまだ今後の見通し等についてかなり不安をお持ちの方がおられます。そこで、転換に向けてのさまざまな課題の解決に向けまして、本年度、ここに書いておりますように、5月と11月、知事から、国に対して、このような形で提案、要望を行っておるところでございます。

18ページをお願いいたします。

国への提案、要望の主なものとその対応状況でございます。

詳細は省略いたしますが、例えば、この⑤でございますように、医療機関からの転換型という新たなタイプの老人保健施設の創設など、我々の提案、要望の中の幾つかの項目が国の支援策に反映されております。しかしながら、この①でございますように、この地域医療、介護の担い手である有床診療所、19床以下の診療所でございますが、転換可能な経営モデルの提示等につきましては、まだ未回答のままになっておりまして、今後とも引き続き国に対して対応を求めてまいりたいと思っております。

4番の構想策定のスケジュールでございます。

これも詳細は省略いたしますが、平成19年10月のところをごらんいただきますと、第3回の推進部会で、構想の素案について意見聴取を行い、素案を取りまとめました。

参考でございますが、この素案につきましては、別冊の参考資料の1ページから6ページにかけて掲げておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

この素案につきまして、本日の本委員会への御報告を経まして、パブリックコメントを実施する予定にしております。今後、年明け、1月以降に第4回の推進部会を開催し、構想を策定することとしております。

以上、御報告いたします。

○中田健康づくり推進課長 健康づくり推進課でございます。

19ページをお願いいたします。

健康増進計画でございます。

本県では、平成15年度から22年度までのくまもと21ヘルスプランを策定、推進しているところでございます。

今般の医療制度改革の中で疾病の予防が大きな柱とされ、現計画を見直し、生活習慣病対策に重点を置いた新たな健康増進計画を策定しているところでございます。この計画は健康増進法に基づくもので、平成20から24年度の5カ年計画でございます。

20ページをお願いいたします。

策定の経過でございますが、現在まで3回のヘルスプラン推進委員会で、中間評価、課題、目標、取り組み等について協議を行っております。また、関係計画と整合しながら内容を整理、充実してまいりました。

目標につきましては、計画改定ガイドラインで示された代表目標項目に本県独自の目標を加えております。取り組みにつきましては、関係者の役割分担を明確にして策定いたしております。

今後の予定では、12月中にパブリックコメントを実施し、3月議会での議決を目指しているところでございます。

続きまして、補足説明資料の5ページをお願いいたします。

これは概要を示している図のところがございますが、折り畳んだA3、別紙1に計画の目標72項目を一覧いたしております。

次の別紙2をごらんいただきます。

これは各分野ごとの目標項目をライフステージで整理をいたしております。

次の別紙3でございます。

これは各分野ごとの取り組みを実施主体別に整理をいたしております。詳しくは後ほどごらんをいただきたいと思っております。

続きまして、がん対策推進計画でございます。

報告事項に戻り、21ページをお願いいたします。

がん対策推進計画で、計画は、がん対策基本法に基づくもので、国が策定したがん対策基本計画を受け策定するものであります。平成20年度から24年度の5カ年計画でございます。

がん診療連携協議会やがん診療連携拠点病院推薦検討委員会に諮り、パブリックコメントを実施して今回取りまとめたものでございます。

22ページをお願いいたします。

全体目標として、がんによる死亡者数の減少と、がん患者及びその家族の苦痛の軽減、療養生活の質の向上の2つを設定いたしております。

がん死亡につきましては、75歳未満のがんの年齢調整死亡率を10年で20%減少といたしております。がん医療、がん予防、早期発見等の分野別の区別目標は、定性目標と多くの数値目標を掲げております。

補足説明資料の11ページの方をお願いいたします。こちらの方に概要を示しております。この13ページでございます。13ページに推進体制を示しております。

また、あけまして、14ページの方に分野別取り組みと数値目標を一覧いたしております。

また、計画の全文を報告事項の参考資料として添付いたしております。後ほどごらんいただければと思っております。

以上、御報告いたします。

○牧野健康危機管理課長 健康危機管理課です。

今度、動物に関します計画の策定状況につきまして御報告いたします。

26ページでございます。

熊本県動物愛護管理推進計画、仮称でございますが、これの検討状況について御報告いたします。

この計画は、動物の愛護及び管理に関する法律に基づきまして、国が定める基本指針に即して県が策定するものでございます。

26ページの資料、左側の方は前回の委員会で御報告をいたしておりますので、本日は、右側の囲みの参考として動物飼養の現状というふうなところを御説明いたします。

囲みを見ていただきますと、ペットで主な犬、猫についてまとめてございます。

1番が犬、猫の飼養状況ということで、犬の登録頭数、県内、18年度でございますが、約12万頭。

それから2番が、これは、県の条例とか狂犬病予防法に基づきまして、保健所等が、犬、猫を捕獲したり、それから飼い主から引き取りを求められた場合に引き取っている状況でございます。犬の捕獲が4,900、それから犬の飼い主からの引き取りまとめが1,500、猫につきましては3,800ということでございます。なお、猫については、捕獲の制度がございませんので、引き取りだけでございます。

それから3番が、その保健所等で引き取りました犬、猫がどうなるかということでございますが、丸ポツ1つで、もとの飼い主に返還される、または新しい飼い主が見つかるという返還、譲渡、これが、犬につきましては約1,000頭、猫については100頭というところ

でございまして、残りにつきましては、やむを得ず致死処分ということになってございます。犬、猫につきましては、現在約9,000頭というところでございます。

このような状況を踏まえまして、動物愛護推進計画策定を検討してございますが、次の27ページをごらんください。

素案の概要ということで一枚紙にまとめてございます。

資料の左の方から見ていただきますと、推進計画策定の根拠、それからその下に計画の基本的な考え方を掲げております。

白丸の2つ目で、計画で対象とする動物ということで、主に犬、猫、それからワニとか、そういった特定動物について考えるということにしてございます。

それから、白丸の下から2つ目、基本方針というところでございますが、1、2と2つございますけれども、飼い主、県民、行政等の協働による施策推進と、これによりまして、人と動物とが共生する地域づくりを目指す、そういうふうなことを基本方針として今検討しております。

資料の右側の方を見ていただきますと、4つの四角の囲みでまとめてございますが、飼い主、県民、行政、動物取扱業者といたしました主な4つの主体を責務といたしまして施策に取り組むこととしております。それぞれ白丸で書いてございますが、全体といたしましては、飼い主に対して、途中で遺棄したりすることのないように、動物の終生にわたって責任を持って飼っていただくと、そういうふうなことを周知徹底するというふうなことが1つ。

それから、行政におきましては、これまで捕獲したり引き取った犬につきまして、できるだけもとの飼い主、それから新しい飼い主を探すとといったことで、そういうふうなことを進めていきたいと、そういうふうなことで施策に取り組んでいくという内容にしてござ

います。

また、保健所におきます引き取り業務につきましては、あわせて有料化につきましても検討を進めておるところでございます。

一番下の段に体制整備といたしまして、各地域ごとの動物愛護推進協議会、それから動物愛護推進員の選任といったことを定める予定でございます。

今後のスケジュールといたしましては、年明けにパブリックコメントを予定しております、年度内の計画策定を予定しているところでございます。

以上でございます。

○早川薬務衛生課長 薬務衛生課でございます。

資料の28ページをお願いいたします。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要でございます。

平成20年4月1日から県全体で18の事務を市町村に移譲することとしておりますが、薬務衛生課関係では、墓地、埋葬等に関する法律に基づく墓地等の経営許可等に関する事務を、移譲の申し出がありました天草市、上天草市及び合志市に移譲するための条例改正を行うものでございます。

具体的な移譲事務の内容は、墓地等の経営許可に関する事務のほか、火葬場への立入検査及び墓地等の管理者からの報告の聴取並びに墓地等の施設の整備改善及び使用の制限もしくは使用の禁止命令または許可の取り消しに関する事務でございます。

なお、本条例は、総務常任委員会に付託されておきまして、平成20年4月1日から施行の予定でございます。一部経過措置が記載のとおり設けられております。

以上でございます。

○古庄環境保全課長 環境保全課でございます。

す。

29ページをお願いいたします。

第4回荒尾市浦川流域化学物質汚染対策検討委員会の概要について御報告いたします。

平成18年6月、浦川流域工場群の井戸から、水質保全目標を超える、過去除草剤等に使用されていましてPCP、ペンタクロロフェノールが検出されたことを受けまして、原因究明や対策等を行うため、学識者で構成する検討委員会を設置しておりますけれども、10月22日に第4回の会議が開催され、今後の対応等について提言をいただきましたので、その概要を御報告いたします。

1についてですけれども、これまで4回の会議が開催され、土地利用の経緯、土壤汚染調査など、さまざまな角度から検討を行っていただいておりますけれども、現時点では、原因究明、汚染箇所の特定期まで至っておりません。

そこで、検討委員会から、原因究明のため、長期的なデータを蓄積するとともに、周辺地下水や放流河川等における環境リスクを削減するため、(1)工場周辺井戸への拡散防止、土壤浄化のため、PCP高濃度井戸の揚水を継続すること、(2)周辺に位置する荒尾市水道水源の水質を定期的に調査し、安全性を引き続き確認することなど、以下、(7)までに示す項目について提言をいただいております。

今後の対応といたしましては、これらの提言に基づき、河川水、井戸水、工場排水の定期的な水質調査などを行い、周辺住民の健康や周辺水道水源へ問題が生じないよう適切に対応してまいります。

以上でございます。

○林田水環境課長 水環境課でございます。

3件ほど報告させていただきます。

30ページをお願いいたします。

天草市川原町のガソリンスタンド敷地から

環境基準を超えるベンゼンなどが検出された件についてでございます。

ことし11月2日の日に、出光興産から、昨年12月に廃業したガソリンスタンドの敷地内から環境基準を超えるベンゼンなどが検出された旨の報告がございまして、直ちに天草市など関係機関と連携をとりながら対応いたしました。

出光興産からの報告の概要によりますと、敷地内から土壤と地下水によるベンゼンと鉛の調査結果が出ております。土壤調査は6地点、深さ1メートルごとに4ポイント、計24ポイントで調査いたしまして、基準値を超えたものは調査結果の表のとおりでございますが、24ポイントの中のベンゼンで13ポイント、鉛で2ポイントでございました。

対策の概要のところですが、原因は、天草広域連合消防本部の方で調査しておりますけれども、タンク横の配管の亀裂によるものというふうに見られております。報告を受けまして直ちに周辺の井戸を調査いたしまして、半径200メートル以内の井戸の調査、世帯の調査、それから飲用があるかどうかの調査、あるいは飲用している場合、自粛等を指導いたしました。

その結果、廃止されました井戸9井戸を除きまして、23井戸のすべての井戸で検出なしということでございます。

今後の予定でございますけれども、敷地内の汚染土壤の浄化を行いますと同時に、周辺井戸のモニタリング調査を継続的に実施していくことにいたしております。

4の安全管理等の指導の徹底でございますが、ガソリンスタンド関係でございますので、消防法の所管課でございます総務部危機管理、防災消防総室と連携をとりまして、各保健所に対しまして、事故の未然防止と事故が発生した場合の速やかな対応を依頼したところでございます。

まず、1点目でございます。

2点目は、32ページをお願いいたします。

平成19年度ゴルフ場で使用された農薬に関する水質調査結果についてでございます。

ゴルフ場で使用されております農薬があるわけでございますけれども、この調査結果を毎年報告させていただいております。

県下に44ゴルフ場がございます、平成17年度から3年間のローリング調査において調査しております。19年度は16カ所調査いたしました。調査の内容は、ゴルフ場の調整池の水を含みます排水、それから敷地内にあります所有の井戸を調査しまして、調査の農薬の数は30種類ほどでございます。

その結果、1つのゴルフ場から1種類、除草剤アシュラムというそうですけれども、これが検出されましたけれども、県独自で基準を定めておりますが、この基準値未満でございました。

それが2点目でございます。

3点目は、33ページです。

熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(案)の概要でございます。

地方分権の進展に伴いまして、市町村合併も行われておりまして、行政体制も大分変わっております。それに合わせまして、市町村からの申し出により、県知事の権限の一部を移譲するものでございます。

改正の内容でございますが、水道事業のうち、簡易専用水道というのがございます。簡易専用水道といいますと、水道事業者から受水槽において受水するものでありまして、受水槽の容量が10トン以上ということです。例えばマンションだとか、大規模な店舗、病院などで設置されておりまして、その設置者の管理責任がございました。

この簡易専用水道について、水道法第36条では、指導監督はもともと県知事でございますけれども、この権限を各市町村の要望、了解のもとに移譲するものでございます。荒尾、

玉名、水俣市に移譲するものでございますけれども、平成18年度には、宇土と天草に移譲したところでございます。

以上、水環境課でございました。

○本田廃棄物対策課長 廃棄物対策課でございます。

資料の34ページをお願いしたいと存じます。

公共関与による管理型最終処分場の整備につきまして、最近の取り組み等について御説明をさせていただきたいと存じます。

まず、最近の取り組みといたしまして、9月議会以降の取り組みでございますけれども、(1)といたしまして、地元説明の経過。

まず、10月13日に、南関町の米田区に対します処分場の問題対策委員会に建設予定周辺の井戸の予備調査について協力依頼をいたしております。これは、やはり地元といたしましては、地下水への影響というものに対して非常に御心配をなされておられるということもございまして、本格的な環境アセスメントに先立ちまして、この井戸の現状につきまして、井戸の深さでありますとか、あるいは水深でございますとか、そうしたものを含めまして予備調査について協力依頼を求めたものでございます。

同じく同月の18日には南関町の議会へ、それから26日には和水町の議会の方へ同じく取り組み内容について御説明をしたところでございます。

翌11月17日に、南関町の米田区の住民の方々について、この予備調査についての御協力依頼をいたしております。

なお、ここに記載いたしておりませんが、和水町の住民の方々につきましても、この予備調査について協力依頼をいたしております、すべて御了解をいただいております。

それから、(2)といたしまして、この事業

主体となります財団法人の設立でございますが、10月16日に財団法人の設立発起人会を開催いたしまして、後に、このページの下の方でございます排出事業者団体等の11団体等の御参加等もいただきまして、寄附行為や出捐等についての御審議等をいただきまして、御了解をいただいたところでございます。それを受けまして、12月7日に、熊本県知事から財団法人設立の許可を受けたところでございます。

以下、34ページから35ページにかけまして、財団法人の概要について記載をいたしております。

①の名称、②の設立目的については、ここに記載のとおりでございます。③の基本財産につきましては、設立時の財産と、それから目標額でございますが、600万円の目標に対しまして、12月7日現在で出捐が確定いたしておりますのが483万6,000円でございます。熊本県の200万円、それから市町村は100万円の出捐予定に対しまして57万6,000円という状況になっております。このうち、熊本市につきましましては、12月の補正予算で対応いたしたいということで、12月の補正予算成立後に増資という形でこれを出捐いただき、これを受けるといたしております。熊本市の方の出捐が入ってまいりますと、およそ90万円弱の出捐ということになります。

それから、地元の荒尾・玉名地区の2市4町におかれましては、この財団を設立することにつきましての御了解、とにかく地元住民の方々の不安を解消していただくために、まずは環境アセスメントをしっかりとって、その環境アセスメントを進める上での事業主体となります財団法人の設立については、ぜひこれを早く立ち上げて環境アセスメントの手続を進めていただきたいというふうな御理解をいただいております。ただし、出捐につきましては、そのアセスメントの説明を受けて、住民の方々の理解が得られ

る見通しが立った段階で、出捐については出捐をさせていただきたいという御意向を伺っているところでございます。

そのほか、阿蘇市、それから球磨郡の錦町については、それぞれ地元でまだ反対の動きがあっていること、それから錦町におかれましては、その最終処分場の候補予定地に対する反対運動がまだ継続をいたしておりますこと等から、いましばらく慎重に対応させていただきたいというお話を伺っているところでございます。

それから、排出事業者団体は、ここに書いてございます11団体の方から300万円の出捐予定に対しまして226万円の出捐をいただいております。当初、各団体の当初予算の方に計上なされていないということで、今年度満額出捐ができないということで、一部出捐をいただいているという状況がございまして、残りにつきましては、この市町村分も合わせまして、今後出捐の協力依頼を続けてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

35ページをお願いいたします。

④の業務内容につきましては、ここに記載のとおりでございます。

⑤の役員及び評議員につきましては、理事が9人、県が2人、市町村2人、それから民間団体5人という形で、理事長といたしましては、本県の金澤副知事に就任をいただいたところでございます。民間団体の方の5人は、上の11団体のうち、県農業協同組合中央会、県商工会議所連合会、県建設業協会、県産業廃棄物協会、それから県漁業協同組合連合会の5団体の方から理事として就任をお願いしております。それから、評議員の方の民間団体が、その残りの団体から御就任をいただいております。

2の今後の取り組みでございますが、まず、何よりも地元の御理解をいただくということが第一でございますので、今後、先ほど申し

ました予備調査とあわせまして、アセスメントの方法書等の作成等に着手いたしまして、その結果に基づいて、地元により具体的な御説明を申し上げて、理解の促進に努めてまいりたいと考えております。

それから、(2)の廃棄物処理センターの指定申請でございますが、この事業、財団法人の設立後、速やかに環境大臣にこの廃棄物処理センターの指定申請を行うことといたしております。この廃棄物処理センターの指定を受けますと、公共関与の事業主体となります財団法人に対しまして財政支援を行う仕組みがございますので、この設立申請についてを速やかに進めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

(3)の地域振興策でございますが、公共関与基本計画におきまして、この地域振興策に努めることといたしておりますので、これも、地元市町や地域住民の方々の御意見を踏まえながら、そうした地域振興の方にも努めてまいりたいというふうにご考えておるところでございます。

以上でございます。

○谷崎水俣病保健課長 水俣病保健課でございます。

報告資料の36ページをお願いいたします。

水俣病対策の状況につきまして御報告いたします。

まず、前回の当委員会が開催された9月以降の経緯についてでございますが、9月22日に、与党水俣病問題に関するプロジェクトチームの園田座長と政治解決を望んでおられます芦北の会及び出水の会との2団体の協議が行われたところでございます。10月11日に国家賠償等請求訴訟第10陣の追加提訴がなされました。同日に水俣病被害者互助会からも新たに同趣旨の提起がなされたところでございます。10月20日に与党P Tの園田座長と芦北の会、出水の会との再度の協議が持たれたと

ころでございます。10月25日でございますが、自民党及び公明党のそれぞれの小委員会が開催されました。翌26日に与党P Tの会議が開催されまして、新たな水俣病被害者の救済策についての基本的な考え方が了解されたところでございます。11月19日にチッソ株式会社の後藤会長が記者会見を行いまして、新たな救済策について受け入れかねる旨の表明がありました。これに対し、早速、11月22日に、水俣病対策特別委員会の西岡委員長がチッソ株式会社の後藤会長に会われまして、県議会として遺憾の意を表明されるとともに、県議会で直接説明することを要請されたところでございます。これを受けまして、12月3日の日に、当特別委員会において、チッソ株式会社の後藤会長から新たな救済策に対する考え方の説明がなされました。また、知事が、後藤会長に対しまして、新たな救済策への協力を求めたところでございます。

なお、ここには記載しておりませんが、先ほども部長総括説明でも申し上げましたように、昨日、12月11日の水俣病対策特別委員会におきまして、チッソ株式会社に対し、新たに救済策を求めておられる方々の救済に向けて積極的な取り組みを求める決議案を本会議に提出されることを決定されたところでございます。

次の37ページをお願いいたします。

2の国における新たな救済策の検討状況についてでございますが、先ほども申し上げましたように、10月26日に、与党P Tで了解されました新たな水俣病被害者の救済策についての基本的な考え方の概要について改めて御報告いたします。

①の基本的な考え方としまして、平成7年の政治解決の救済策の対象者に準ずる者を救済するとの考え方に立ちまして、②の救済の対象者は、現に四肢末梢優位の感覚障害を有する者、これは水俣病に見られる症状の一つであります両手両足の末端により強い感覚障

害を有する方でございますが、そういう症状の方々を対象と考えまして、②のポツ2つ目でございますが、一定の期日までに公健法の認定申請をしている者及び保健手帳の交付を受けている者のうちで、公的診断によりまして、先ほど申し上げましたような症状があるかどうかを判定いたしまして対象とするとされたところでございます。

③の給付の内容につきましては、一時金を150万円とする、それから医療費等の自己負担分を全額給付する、それから療養等に関する手当を月約1万円とするというものでございます。

そのほかに、④でございますが、新たな救済策の実施に伴う手帳制度の見直しを行うということも示されております。

次のページをお願いいたします。

また、今後の取り運びとして、司法において係争中の者を含め、救済を求める者の理解を最大限得るように努めることとし、2つ目のポツでございますが、費用の負担につきまして、原因企業の合意を求めていくとともに、国、県それぞれの対応の具体化を求めていくこととされております。

次に、(2)でございますが、新たな救済策に関する情報提供と相談受け付けといたしておりますが、被害者の方々の間にいろいろな不安、憶測等が広がっていることを懸念いたしまして、水俣病保健課内に専用電話2機を設置いたしまして、電話相談を受け付けているところでございます。また、11月中に関係市町の各所で情報提供等のための相談会を32回ほど実施いたしたところでございます。あわせて、これまで関係市町に設置しております相談窓口でも相談を受け付けるということで、そのための相談員の研修を実施したところでございます。

次に、3の認定申請の状況についてでございますが、(1)の関西訴訟最高裁判決以降の認定申請者の数は、11月30日現在で3,657人

となっております。

次の39ページをお願いいたします。

4の水俣病に関する裁判の状況についてでございますが、これまではいろいろ御報告しておりますので、変化のあったところだけ改めて御報告させていただきます。

新たに、(2)の先ほども経過の中で御報告しましたように、水俣病被害者互助会等から国家賠償等請求訴訟が10月11日に提起されております。訴状がまだ到達しておりませんので、訴えの内容は、報道等に基づき記載をいたしております。

次の40ページをお願いいたします。

(3)の水俣病認定申請棄却処分取消及び認定義務付け訴訟でございます。

これにつきましては、既に7月6日に結審をいたしまして、年明けの1月25日に判決の言い渡しの見込みとなっておりますので、その点、申し添えさせていただきます。

以上でございます。

○藤川隆夫委員長 報告は終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。

○大西一史委員 今の報告の中で、ちょっと何点かございますけれども、まず、高齢者、障害者にやさしいまちづくり推進計画の見直しのところなんですけど、これの中で、いろいろと今後の推進計画の見直しの方向性、考え方、こういうことについて今報告がありましたけれども、障害者の方の生の意見を幅広く聞くその仕組みというのがやっぱり私は要ると思うんですね。これは、前回、14年のときも私たしか申し上げたのではなかったかなというふうに思いますけれども、その辺の仕組みについてはどういうふうに——今とりあえず団体の長の方とか障害者団体の関係の方とかは入っておられると思いますが、やはりそれ以外のそういう障害を実際にお持ちの方

々の本当の生の声も幅広く聞くような取り組みというのは何か工夫はされとるんでしょうか。ちょっとお尋ねしたいと思います。

○岡村健康福祉政策課長 実は、今回の見直しにつきましては、先ほどの報告の中で触れました、やさしいまちづくり推進協議会の中にいろんな各種団体の方入っていただきおありまして、その辺の協議会の中でもいろいろと御議論いただいております。

今委員おっしゃいましたことにつきましては、障害者支援総室あたりでいろんな方と意見交換される場がございます。そういった中でも、子どもも出向いていきまして、いろんなお話を直接お聞きしたりというような工夫はさせていただいております。

今度の計画は22年度で終わるものですから、すぐまた21年度には新しい計画に取りかかる必要がございますので、新たな計画策定が必要ということになれば、その中で、そういった方の御意見を取り入れるような工夫はもちろんさせていただきたいというふうに思っております。

○大西一史委員 いろいろちょっと現場といえますか、障害をお持ちの方の中には、やっぱり本当にやさしいまちづくりと言いながなかなか優しくないと声をよく聞きます。特に県庁の新館の点字ブロックあたりは、何でグレーだったのかということですね。点字ブロックというのは普通は黄色であるというのが、これはもう当たり前のことでもあります。ただ、周囲の景観であるとか、そういったことも配慮して、たしかあれはグレーになったみたいな説明だったというふうに思いますが、あれ、まだ張りかえてないんですね。

○岡村健康福祉政策課長 黄色に……。

○大西一史委員 全部黄色になりましたか。

○岡村健康福祉政策課長 気づく範囲では全部黄色に変わっているというふうに認識しております。

○大西一史委員 実は、当初そういう話がやっぱりあったんですね。県庁舎の中は、全盲の方は別としても、要は、そういう目の若干見える方、黄色の色がやっぱり視認性があるかなということですね。つまり、そういうこと例1つとってみても、やっぱり障害者の本当に立場に立った計画になっているのか、相当徹底した見直しが私は必要だろうというふうに思います。

ですから、やっぱりそういった観点で、幅広く本当に団体の方の御意見ももちろんですが、もっともっといろんな方の意見を聞きながら、やはり障害をお持ちの方以外は気づかない部分がたくさんあるんですね。ですから、私も言われるまで、県庁舎のあの点字ブロックがグレーのことで何の違和感も、実は正直言ってあの当時は、できた当初は思いませんでした。皆さんもそうだったろうかなというふうに思いますけれども、やはりそういう意識を持つということで、ぜひ計画に生かしていただきたいというふうに思います。

それから、済みません、ちょっと時間がもうあれですので、ぱぱっと行きますけれども、第5次保健医療計画の中でいろいろ今から検討されていくというふうに思います。例えばということで、先ほどは脳卒中の医療連携体制のこういうイメージというお話がございましたけれども、ちょっと私がこの保健医療計画の周産期医療体制であるとか救急搬送であるとか、そういったことにかかわると思えますけれども、8月ごろでしたか、随分話題になりましたけれども、奈良県の妊婦の方がた

らい回しに遭って、結果として流産をされたというような問題があつて、そのときは受け入れ病院が決まらなかったというようなことで、その辺の連携体制と申しますか、そういったものが問題視をされていたわけですが、熊本県の場合、この辺の体制のチェックあたりというのはしっかりされているのか、また、そういったたらい回しの例あたりは、今のところは聞いてませんが、あるのかなのか、ちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○中田健康づくり推進課長 まず、たらい回し事例があるかということに関しましては、平成18年度の調査では、熊本県では幸いなことにごさいませんでした。たらい回し事例につきまして、奈良県の事例につきましては、事例が妊娠22週だったと思いますけれども、非常に早期、早産の事例でございまして、未受診妊婦と、飛び込み出産での事例でございまして、熊本県では飛び込み出産がどれくらいあるかという調査を行ったところでございます。18年度に全産科医療機関のうちから約9割の御返答いただきまして、飛び込み事例が36事例あったという報告をいただいております。

熊本県では、幸いなことにと申しますか、医療機関の非常に熱心な努力によりまして、こういった部分に、救急対応とか搬送につきましては手厚く現在のところまでできているということでございますけれども、依然産科医不足等がございまして、今後、こういう部分、NICUとかMFICU等の整備等を進めていく中で、救急対応については今後も医療機関にお願いしていかぬ部分はあるというふうに考えております。

○大西一史委員 実は、この受け入れ体制については、恐らく国の方から点検をしろということで通知が来ているのではないかなとい

うふうに思いますが、どうですか、来てるんじゃないですか。私が聞いているところでは、厚生労働省と消防庁の方から来ているというふうな話を聞いていますけれども。

○中田健康づくり推進課長 飛び込み出産等につきまして、消防の方で、どれくらいあるかとか、それからたらい回し事例があるかという調査は行われております。18年分についての調査であったと思います。19年分につきましては、今後継続して調査が行われるというふうに思っております。

○大西一史委員 報道で私はちょっと知ったんですけれども、11日までに、厚労省と総務省の消防庁の方から、そういう問題がないかチェックをするように通知をしたというようなことをちょっと聞きましたので、都道府県はいろいろ協議をして、不備があれば、2月までに各省庁に連絡を、国の方に報告をすることということになっているようであります。まだ今から通知が届くのかもしませんが、いずれにしても、こういったそういう現状をきちんとやっぱりチェックして、保健医療計画あたりも、こういう医療体制というのは一番県民の皆さんにとっては、不安といいますか、いろんな安心を与える材料にもなりますので、この計画の中にそういった面も含めてしっかり対応ができる体制がありますよと、もしくは対応できない体制がある部分はこういうふうに改善をしていきますよということをわかるように記載して進めていただきたいというふうに思いますので、お願いをしておきます。

報告に関しては大体以上です。

○藤川隆夫委員長 ほかに。

○福島和敏委員 医療政策総室の6ページ、第5次熊本県保健医療計画について、私も実

は高野議員と一緒に八代の協議会に参加させてもらいました。私もそう思ったんですけども、中におられる委員の方が、やっぱり協議される中身が総論ばかりなんです。第5次、具体的に、何を、いつまで、どうやるんだと、マニフェストみたいなものが要るんじゃないかと。それじゃあ毎年、もう第5次になってもなかなか総論ばかりで、推進しますとか、そんな言葉ばかりで、絵にかいたもちに終わるんじゃないですかと、私もそう思いました。そういう指摘がありました。だから、この中身についてももう少し具体的に全部、確かにいろいろ難しいかもしれませんが、もう少し突っ込んだものにせんと、具体的なものとかけ離れたものになってるんじゃないかなという気がしました。いかがでしょう。

○高橋医療政策総室長 地域の医療、この第5次の保健医療計画は、県全体の計画とそれから11の保健所ごとの医療圏の計画になっておりますけれども、多分委員御参加されたのは、地域の八代市の方の保健医療協議会だと思います。そちらの方で地域の体制は検討されておりますけれども、今回、先ほどの周産期医療も同じでございますが、例えば小児医療につきましても、どういう連携体制をするのかというのは、この中に書き込んでいくことになってございます。ただ、計画で、当初から100点満点といいますか、今後理想的な形をその中に組み込んでいって、そのままスタートするというのはなかなか難しゅうございますので、まずは方向性を出して、その中で、5年間の期間の中で、いろいろな具体的に個別にまた検討しながら、いわゆるPDCAサイクルでもっていろいろの評価をしながら、不断にやはりその体系を考えていかないといけないというふうに考えております。

ですから、今度の計画は、そういう意味では、今後5年間の計画のスタートになるよう

な計画だというふうに考えているところでございます。これが今までの第4次の計画とは大きく変わる点ではなかろうかなというふうに我々は今考えているところでございます。この計画で100点満点の形でスタートするのではなかなか難しゅうございますので、これをスタート時点として、中身をまたこれから充実していくと、そういう方向で検討させていただきたいというふうに思っております。

○高野洋介委員 関連なんですけれども、私も、先ほど福島委員が言われたように、出席させていただいたんですけれども、先ほど言われた意味はわかるんですけれども、実際問題、八代の例をとったら、救急医療の話なんですけれども、約7割から8割は満足しているという結果を会議の場に出されてたんですけれども、私は認識が違うと思うんですよね。八代というところは、山間部から平野部から、そして海岸までありますよね。山間部の方々は一切満足されておられません。これを一つの意見というふうに踏まえるのか、少数の意見だと踏まえるのかは、そのとり方がわかりませんが、もう一度そういった詳細まで踏み込んだ形で数字を出していただいて——中身は非常にいいこと書いているんですよ。数値目標とかも具体的な数値目標も書いてあって、非常に結果はいいんですけれども、具体的なのが全く見えてこなかったものですから、もう一度県としても考え直して取り組んでいただきたいというふうに思っております。

○高橋医療政策総室長 今のような状況につきましては、ちょっと地元の協議会の方、保健所の方にちょっと話をしてみたいと思います。

○高野洋介委員 シビアにお願いいたします。

○藤川隆夫委員長 ほかには御意見ありませんか。

○大西一史委員 ちょっと1つだけ。これは、健康危機管理課の方から報告があった熊本県動物愛護管理推進計画(仮称)についてなんですけれども、これについてはもう答弁は要りませんけれども、私も、動物愛護団体の方あたりといろいろお話をしたり、あるいは現場の保健所の職員の方であるとか、管理センターの方であるとか、それから熊本市であるとか、そういった関係の方といろいろお話をする場面があったんですけれども、やはり体制といいますか、要は、結局は飼い主のやっばりモラルといいますか、自覚が一番問われるところでありまして、やはり販売をするようなペットショップあたりとか、そういったところの認識というのも非常に大きいと思えますけれども、ただ、やっばりできるだけそういう殺処分を減らすような方向で——これはもう財政的にも予算も立てて殺処分しているわけですから、税金を使って。しかも、かわいそうなことに、小さな命が亡くなっているわけであって、これはもう凶らずも、もうやりたくもないことを職員の皆さんもやっているんだろうというふうに思いますが、ただ、要は、窓口として各保健所あたりが受け入れ体制があると思えますけれども、この辺の体制については、いろいろと差が、人のマンパワー的な問題もあるでしょうし、意識の問題もあるでしょうし、差が若干あるんじゃないかなというふうに思いますので、この辺については、ぜひ体制をきちんとつくっていただいて、認識を深めていただきたいということを要望させていただいておきます。

以上です。

○藤川隆夫委員長 ほかにはございませんか。

それでは、ないようですので、これで報告に対する質疑を終了いたします。

次に、その他で何かありませんか。

○大西一史委員 9月定例会で、少子化対策課長、今日が合いましたけれども「このとりのゆりかご」をめぐる課題の検証事業ということで、77万4,000円、補正を上げられて検証会議を設置され、私は、報道では、その会議が開かれたということは知りましたが、どんな状況だったのか、ちょっと報告をしていただけますでしょうか。

○矢田貝少子化対策課長 補正予算つけていただきました検証会議の方を11月30日に第1回の会議を開催いたしました。

11月30日の会議の中では、この先の検証会議の全体のスケジュールということで、まず、3カ月から4カ月の間に1回の頻度で開催をするということ、中間報告については、20年の夏をめどに取りまとめ、公表すること、最終報告を21年の秋をめどに取りまとめ、公表することというスケジュール。

それと、主な検討項目として、例えばゆりかごの設置、その運用に係る論点、そしてそのゆりかごが利用される以前での相談体制などの論点、さらに、ゆりかごが利用された以降での子供の育ちという面での論点などについて現状の分析をし、さらに、その社会的な背景、法制的な課題などを整理しながら提言にまとめていこうという大きな議論の方向性について議論をしていただいたというところでございます。

次回は、20年3月に開催をするという予定になっておるとい状況でございます。

○大西一史委員 今報告がありましたけれども、3～4カ月に1回その会議をやる、中長期的な視点でということでありましてけれども、実際もう9月議会からきょうに至るまで

の間に、全国各地で、そういう赤ちゃんを遺棄したり死亡させたりという事故が、事故というか事件といいますか、多発しているような状況であります。この赤ちゃんポストの問題「こうのとりのゆりかご」の投げかけた問題とまさに何かリンクをするような感じでこういうことが起こっているということは、この検証会議にかかってくるウエートというか、その検証の内容については非常に重いものが私はあるというふうに思います。

やっぱり中間報告を20年の夏にされるということですが、私も、前回の委員会で、若干これはブラックボックス化してしまうのであれば、やはりそれはそれで問題ではないかと、個人が、プライバシーが特定されるようなことはあってはならないと思いますけれども、そういう赤ちゃんポストの本当の意義であるとか、メリットであるとか、デメリットであるとか、やはりこれは初めての試みであるので、国ともやはりきちんと協議をしながら、県当局、担当課としても、この会議に任せただけではなくて、やはりそれなりの考え方をきっちり持つ、あるいは体制を考えるべきだというふうに思いますが、その点についてどういうふうに取り組んでいっておられるのか、もしくは今後どういうふうに取り組まれようと思っているのか、ちょっと課長にお聞きしたいというふうに思います。

○矢田貝少子化対策課長 ゆりかごの運用に係ることについてはさまざまな課題がございますので、事務局としても、さまざまな課題を整理して、相談体制の充実であったり、運用面の改善であったり、できることはもちろん日々しているわけでございます。

一方で、やはりこのゆりかごをどうとらえるのか、もしくは、ゆりかごというものを通じて見えるものから、現在の制度について改善すべきことはないのかという大きなテーマにつきましても同時に検討していく必要があ

るということで、今回、児童福祉などの御専門の方の委員の先生方に御就任いただいて、中期的に今検証をしていくということで進めているところでございます。

20年の夏ということで、中間報告ということでございます。もちろんスピード感を持って、これだけ日々いろんなことが起きているわけでございますので、議論していくことも必要かと思っておりますけれども、まず、ゆりかごの利用状況については、運用開始から1年後に熊本市の方で統計数値を公表するというので、我々としては、その後、公表されたものを踏まえまして、先ほど委員からございましたブラックボックスにしてはいけないということも踏まえて、委員会の中でどのようなことを中間報告で社会に投げかけていくのかということも議論していただいて、中間報告し、その後、中間報告をもとに、さらに議論を深めていっていただきたいということで進めていきたいと今のところは思っているところでございます。

○大西一史委員 会議の方向性についてと、あと、県の取り組みについてはわかりましたが、やはりそういう痛ましい事故なり事件が起こらないようにするということが何よりも最優先されるべきだというふうに思います。この問題をきっかけに、熊本県がそういう体制づくりを全国に投げかけていくということは私は重要だというふうに思いますので、その点は強く体制をスピーディーに対応していただきますよう要望させていただきます。

以上です。

○高野洋介委員 関連になるかわかりませんが、9月議会でオレンジリボンのキャンペーンが補正予算として312万ほどついたと思うんですけども、それが、どういったキャンペーンをされたのか、そしてどういった効果があったのかというのをぜひともお聞

きしたいなというふうに思っております。

○矢田貝少子化対策課長 そちらの方も、まずオレンジリボンにつきましては、ことしから、国、厚生省を中心に、児童虐待を防止するためには、専門家だけじゃなくて、いろんな一般の方々含めて子供たちを見ていくことが必要ということで、そのシンボルとなる、今私もつけていますけれども、シンボルという意味を込めてこのオレンジリボンというものを、取り組みを開始させていただいているというものでございます。

特に、11月が児童虐待防止推進月間ということでございましたので、県では補正予算を活用いたしまして、障害者の授産施設にこのオレンジリボンの方をたくさんつくっていただきまして、11月の中旬に全国の虐待防止の推進フォーラムがございまして、全国から500人ほど集まって、今後虐待防止をどう進めていくかという議論をいただいたんですけども、その場で配布をしたり、もしくは、熊本市さんの方でもこのオレンジリボンキャンペーンをやっていただいて、今、路面電車でも1台、オレンジリボンのラッピングで走っていただいたりということで、市民、住民の皆様、みんなで児童虐待を防止していただくということでの雰囲気づくりとか、周知を図っておるところでございます。

それで、すぐに成果が出たのかというところは、もちろんまだ今の時点ではわからないわけですが、引き続き、このオレンジリボンというものを通じながら、県民みんなでそういう児童虐待ということになるべく早く防いでいこうというふうな願いを続けていきたいなというふうに今取り組んでいるところでございます。

○高野洋介委員 私もずっとしつこくつけさせていただいているわけですが、私、きょう来てがっかりしたのが、県の職員の方

々が数名しかつけていらっしやらない。ただ一つの救いが、健康福祉部長がつけていらっしやったのには私大変ありがたいというふうに思っておりますけれども、私の地元の八代に帰りまして、このオレンジを見たのは1人だけなんです。ほかはほとんど知られてません。県の職員の方々も、ほとんど知らない方ばかりじゃないかなというふうに思っております。312万補正をつけたなら、最低でも、県の職員の方々、また行政に携わる人はみんな知っとくような形をぜひともとっていただきたいと思っております。

私は、極力このリボンを広めさせていただいて、私ごとになりますが、1歳の子供がおりますもんですから、少子化対策に私は全面的に協力もしたいし、指摘もしたいというふうに思っておりますので、精いっぱい行政の方々も啓発活動に取り組んでいただきたいと思っております。

以上です。

○藤川隆夫委員長 ということで、頑張ってやってください。

ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○藤川隆夫委員長 よろしいですかね。

以上で本日の議題は終了いたしました。

最後に、要望、陳情等が4件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会いたします。

御苦労さまでございました。

午後0時23分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

厚生常任委員会委員長

